平成２３年（フ）第１５４号
岡山県倉敷市連島中央３丁目８番24号　ブルーベリー浅野102号
債務者　太田　耕治
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
岡山県倉敷市生坂2423番地３
債務者　片岡　宣仁
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
岡山県倉敷市老松町４丁目１番31号　老松ハイツ303
債務者　横山　忠志
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
岡山県倉敷市老松町４丁目１番31号　老松ハイツ303
債務者　横山姫代美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市真備町上二万3091番地248
債務者　中野　洋加（旧姓荒金）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市玉島柏島4348番地　県営住宅31号
債務者　原田　正人
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
岡山県倉敷市玉島黒崎368番地
債務者　藤澤　和美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
広島県福山市松永町５丁目30―15ソフトタウン神島110号室、住民票上の住所広島県福山市草戸町５丁目４番10―２号、旧住所広島県福山市沖野上町６丁目19番33号
債務者　秋本　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３６６号
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番11―101号
債務者　吉野　栄子（旧姓太田・笹原・阿彦）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５３７号
札幌市東区中沼西２条１丁目６番６号
債務者　千葉　芳樹
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９８号
札幌市東区北46条東１丁目３番６号　ファミール麻生105号
債務者　平原　　孝
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２４号
札幌市東区北17条東17丁目３番１号　メゾン17Ⅱ202号
債務者　蛸島　朝美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５９号
札幌市豊平区豊平２条10丁目１番11号　ピアハウス
債務者　伊藤　新喜
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７２号
札幌市北区北38条西６丁目２番７号　北斗マンション202号
債務者　蜂須賀　望
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０５号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘11丁目３番16号
債務者　清水美代子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９６号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目10番７号　松下マンション３号
債務者　田中　　香（旧姓五反田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０９号
札幌市北区屯田４条８丁目２番30号、住民票上の住所北海道小樽市銭函１丁目３番５号
債務者　高橋　歩美（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部